

# 「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

【令和7年1月1日現在】  
特別養護老人ホーム八宮荘

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(宮城県指定 第0470600073号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護3から要介護5までの方及び要介護1又は2の認定を受けている方のうち、次のアからエの日常生活を行うことが困難なやむを得ない事由があることにより特例的な施設への入所が認められる方が対象となります。

ア 認知症である者で、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動・意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心確保が困難な状態であること。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 不忘会
- (2) 法人所在地 宮城県白石市福岡八宮字川原10番地の3
- (3) 電話番号 0224-24-5500
- (4) 代表者氏名 理事長 長橋 和夫
- (5) 設立年月 昭和55年7月6日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1指定  
宮城県 0470600073号

### (2) 施設の目的

社会福祉法人不忘会が開設する特別養護老人ホーム八宮荘（以下「施設」という）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員又は介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム八宮荘

(4) 施設の所在地 宮城県白石市福岡八宮字川原10番地の3

(5) 電話番号 0224-24-5500

(6) 施設長(管理者)氏名 小林 栄一

(7) 当施設の運営方針

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養以上の世話を行うこととする。

(8) 開設年月 昭和55年4月15日

(9) 入所定員 85人

### 3. 居室等の概要

#### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考	
個室	3室	居室面積 12.96㎡ 一人当たり面積 12.96㎡	従来型個室
	3室	居室面積 12.98㎡ 一人当たり面積 12.98㎡	従来型個室
	4室	居室面積 14.19㎡ 一人当たり面積 14.19㎡	従来型個室
2人部屋	2室	居室面積 16.80㎡ 一人当たり面積 8.4㎡	多床室
	1室	居室面積 16.92㎡ 一人当たり面積 8.46㎡	多床室
3人部屋	1室	居室面積 33.20㎡ 一人当たり面積 11.07㎡	多床室
	5室	居室面積 25.84㎡ 一人当たり面積 8.61㎡	多床室
	1室	居室面積 33.21㎡ 一人当たり面積 11.07㎡	多床室
	4室	居室面積 25.38㎡ 一人当たり面積 8.46㎡	多床室
4人部屋	2室	居室面積 33.0㎡ 一人当たり面積 8.25㎡	多床室
	1室	居室面積 34.20㎡ 一人当たり面積 8.55㎡	多床室
	6室	居室面積 33.21㎡ 一人当たり面積 8.3㎡	多床室
合計	33室		
食堂	1		
機能訓練室	2	機械浴・特殊浴槽	
浴室	2		
医務室	1		

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際は、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	30名	28名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	3名	3名
5. 機能訓練指導員	1名(看護師兼務)	1名
6. 介護支援専門員	1名(介護職員兼務)	1名
7. 医師	2名	必要数
8. 管理栄養士	1名	
9. 栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
施設長	午前8時30分～午後5時30分
生活相談員	午前9時00分～午後6時00分
医師	内科 1名 毎週火曜日 午前10時00分～12時00分 精神神経科 1名 毎月1回水曜日 午後1時30分～午後3時30分
介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早番：午前7時00分～午後4時00分 3名 日勤：午前9時00分～午後6時00分 7名 夜勤：午後4時30分～午前9時30分 4名
看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日勤：午前9時00分～午後6時00分 3名
機能訓練指導員	日勤：午前9時00分～午後6時00分

☆土日は上記と異なります。

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

### (1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）\*

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要>

##### ①居室の提供

##### ②食事

- ・ 当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食： 7：30～ 8：30

昼食： 12：00～13：00

夕食： 17：00～19：00

##### ③入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ④排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ⑤機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ⑥健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

##### ⑦その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金に、ご契約者の介護保険負担割合証に記された利用者負担の割合を乗じた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

**多床室・従来型個室**

①ご契約者の要介護度とサービス料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
②日常生活継続支援加算	360円				
③栄養マネジメント強化加算	110円				
④夜勤職員配置加算Ⅰ	130円				
⑤療養食加算	180円				
⑥初期加算	300円				
⑦看護体制加算Ⅱ（ロ）	80円				
⑧安全対策体制加算	初日のみ200円				
⑨科学的介護推進体制加算	400円/月				
⑩生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円/月				
⑪介護職員処遇改善加算	算定単位数×14.0%				
⑫協力医療機関連携加算	500円/月（令和7年3月31日までは1000円/月）				
⑬サービス利用に係る自己負担額	（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫）×負担割合				

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

		利用者負担限度額				基準費用額
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
居住費	従来型個室	380円	480円	880円	880円	1,231円
	多床室	0円	430円	430円	430円	915円
食費		300円	390円	650円	1,360円	1,445円

☆ ご契約者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。（契約書第18条、第21条参照）

① サービス利用料金	2,460円
② 自己負担額	①×利用者負担の割合

◇ 当施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受け

ておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

対象者	区分	居住費（居住の種類により異なります）				食費	
		多床室 （相部屋）	従来型個室	ユニット型 準個室	ユニット型 個室		
生活保護受給者	利用者負担 段階1	0	1.1	1.7	2.6	1.0	
世帯全員 が市町村 民税非課 税	高齢福祉年金受給者						
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 段階2	1.3	1.4	1.7	2.6	1.8
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	利用者負担 段階3①	1.3	2.6	4.1	4.1	3.0
	課税年金収入額と合計所得金額合計が120万円超の方	利用者負担 段階3②	1.3	2.6	4.1	4.1	3.9
上記以外の方	利用者負担 段階4	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。					
		2.7	3.7	5.2	6.2	4.3	

☆実際の負担額は、日額で設定されます。

## （２）（１）以外のサービス（契約書第４条、第５条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

#### ①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

#### ②理髪

月に１回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：１回当たり１，５００円

#### ③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交

付します。

○利用料金：1か月当たり4,000円

(預金等をお預かりしていない場合も、必要物品購入時の施設立替払いの管理や毎月の請求業務等の手数料が発生致しますので、こちらの料金で充当させていただきます。)

#### ④日常生活品の購入代行

ご希望により、日常生活品の購入代行をご利用いただけます。

#### ⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代などの実費をいただきます。

##### i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容	備考
1月	新年会	
2月	節分	
3月	ひな祭り	
4月	開園記念日	
8月	盆踊り	
9月	敬老会	
12月	クリスマス	

##### ii) クラブ活動

手芸、音楽

#### ⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1枚当たり10円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までにいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

仙台銀行 白石支店 普通預金 1055670

社会福祉法人不忘会 特別養護老人ホーム八宮荘

理事長 長橋 和夫

ウ. 預金口座引落とし

#### (4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

##### ① 協力医療機関

医療機関の名称	公立刈田総合病院
所在地	宮城県白石市福岡蔵本字下原沖 3 6

##### ② 協力医療機関

医療機関の名称	大泉記念病院
所在地	宮城県白石市福岡深谷字一本松 5 - 1

##### ③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	さくら歯科
所在地	宮城県柴田郡大河原町字東新町 6 - 9

#### 6. 緊急時の対応方法

介護老人福祉施設のサービス実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医等に連絡するなどの措置を講じます。

#### 7. 事故発生時の対応

利用者に対する介護老人福祉施設のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡を行なうとともに、市町村及び利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうなどの必要な措置を講じます。

#### 8. 守秘義務

事業者及びサービス従業者は、介護老人福祉施設サービスを実施するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も保持します。

#### 9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第 13 条参照)

- |  |
|--|
| <p>① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合<br/>(但し、ご契約者が平成 12 年 3 月 31 日以前からホームに入所している場合、本号は、平成 17 年 3 月 31 日までは適用されません。)</p> <p>② 平成 27 年 4 月以降に入所された方で、要介護認定 1・2 と判定され、かつ特例入所の要件に該当しない場合。</p> <p>③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合</p> <p>④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</p> |
|--|



- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

**（１）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）**

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

**（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）**

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

→ \*契約者が病院等に入院された場合の対応について\*（契約書第 18 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

### ①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 2,460円

### ②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

### ③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することができます。

## (3)円滑な退所のための援助(契約書第17条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 10. 残置物引取人(契約書第20条参照)

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

(契約書第22条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

## 1 1. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

### （1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 菅野 大樹

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～18：00

また、苦情受付ボックスを事務室に設置しています。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

白石市役所保健福祉部 長寿課介護保険係	所在地 白石市福岡蔵本字茶園 6 2 の 1 電話・FAX 0224-22-1361 受付時間 8：30 から 17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉 1-2-3 電話・FAX 022-222-7079・022-222-4469 受付時間 8：30 から 17：30
宮城県社会福祉協議会	所在地 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 電話・FAX 022-716-9674・022-716-9298 受付時間 8：30 から 17：00

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム八宮荘

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所	身元引受人住所
氏名	氏名

※この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 平屋建

(2) 建物の延べ床面積 3,444.90 m<sup>2</sup>

#### (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 平成12年4月1日指定

宮城県0470600073号 定員10名

[居宅介護支援事業] 平成12年4月1日指定

宮城県0470600040号

#### (4) 施設の周辺環境

雄大な蔵王連邦の麓に広がる八宮の里に「特別養護老人ホーム八宮荘」があります。近くには、清流白石川の支流児捨川の瀬音が心地良く流れています。車でお越しの場合は、東北縦貫道・白石インターから約10分、JR白石駅から約15分かかります。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

**看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

**介護支援専門員**…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

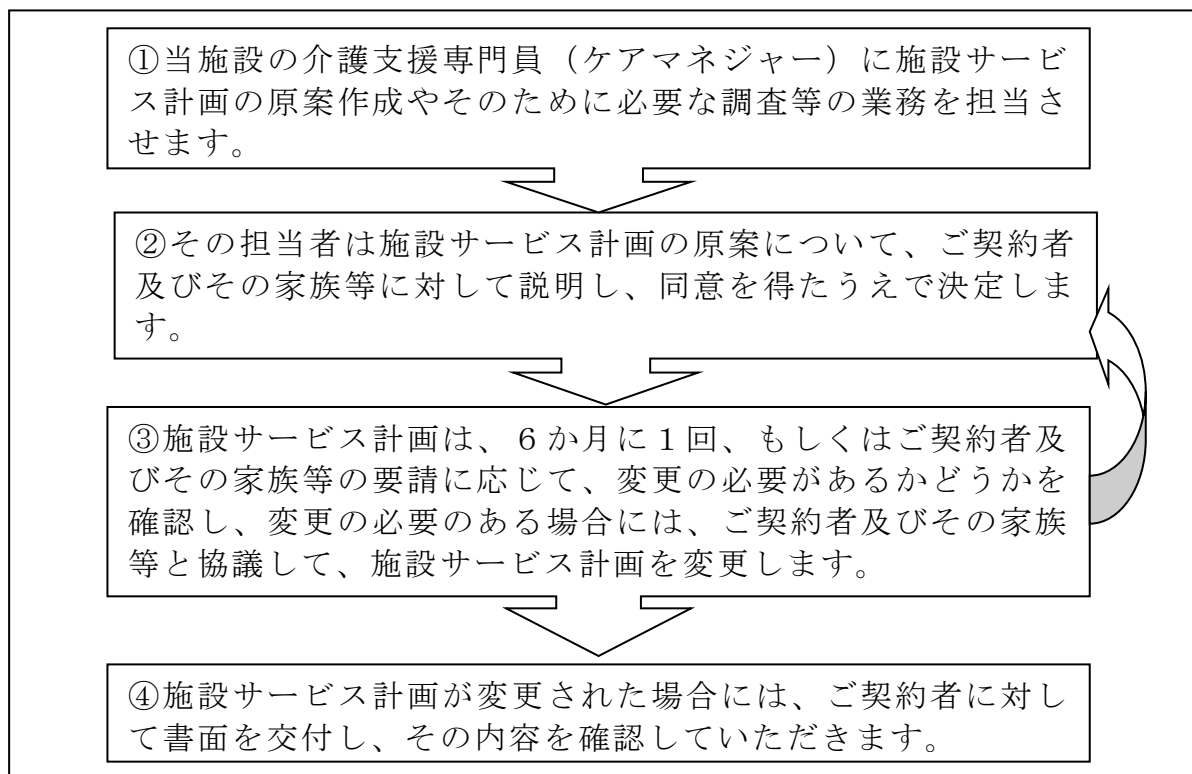
1名の介護支援専門員を配置しています。

**医師**…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限\*

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。  
衣類、日用雑貨、書籍

### (2) 面会

面会時間 午後2時00分～午後5時00分

※予約制となります。前日までにご予約をお願いします。

### (3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

### (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

### (5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 6. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。  
虐待防止に関する担当者（ 介護課係長 高橋浩美 ）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8 身体拘束について

当施設では原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 9. 第三者評価の実施状況

未実施